

田植さんを支える会

NEWS

証人尋問における証人調書をホームページへ掲載する予定です。今しばらくお待ちください。

NO, XIV

発行日 2015年 3月 16日

発行責任者 田植裁判闘争を支える会事務局

田植さん、おめでとう!!

多大な成果残し

勝利的和解で決着へ

2月10日、大阪地裁において原告側、被告側双方が裁判官提案の和解案を了承。和解調書へ調印し、約2年に及んだ争議に終止符が打たれた。

和解条項は下記に記したとおりであり、II評価の賃金との差額12万7568円全額の返納はもとより、慰謝料の支払いも含まれた金員の支払いが被告に課せられた。今回の和解は被告側敗訴に匹敵するものであり、不当評価の責を負わされたものである。

一昨年の4月1日に訴訟を起こしてから、早くも2年余りの歳月が過ぎた。そして、勝利的和解での決着。

事あるごとに、遠く高知から大阪まで足を運んだ田植さんの胸中はいかばかりか。

不当評価。たった4文字の中身は「身に言われのない最低評価を押しつけられ、評価理由さえ明白にされない中、12万円もの賃金まで奪われる」という、まさに犯罪行為ではないだろうか。

今回の和解は田植さんに対し、恣意的に不当評価を下した被告フィールドテクノ社を断罪したものである。

また、勝利的和解の他に、この裁判は多くの成果を残すことになった。それは秘密のベールに包まれていた評価の実態を衆目の面前にさらけ出したことだ。

被告会社は評価の証拠（資料）を一切、示すことができなかった。提出された資料はいずれも後付けであったり、当該期間の評価資料としては使用されなかったものばかりであった。このことは評価をしないまま、I評価者を出す行為が何のためらいもなく、行われていたことを意味する。私たちはこのような会社を許すことはできない。今回の勝利的和解を糧にし、職場で闘い続けるしかない。

和解条項

1. 被告は、原告に対し、本件解決金として40万円の支払義務があることを認める。
2. 被告は、原告に対し、前項の金員を平成27年3月31日限りに支払う。
3. 本件が解決したことに鑑み、原告は、被告の原告に対する平成23年度上期の業績評価については争わない。
4. 原告は、その余の請求を放棄する。
5. 原告および被告は、本件に関し、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほかには、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
6. 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

支えて頂いた仲間へ感謝 今後も闘って行きます



今まで多くの仲間を支えていただきながら約2年にわたり、闘い続けることができましたし、おかげさまで勝利的和解を勝ち取ることができました。ここまで支えていただいた皆様に心から感謝申し上げます。

証人尋問が終わった後、裁判官から「証人尋問までは原告側が絶対有利と見ていたが、判決では人事の裁量権の濫用を証明するのは難しい」と言われました。

また、2014年11月、NTTの評価制度に対する訴訟では大阪地裁で原告側が負けている事などを考え合わせると、負けるかもしれないリスクを負った判決を求めるより、勝利的和解を選択しました。

しかしながら、被告側が解決金40万円を支払うという事は、NTTが評価の取り消しはしないものの、私に対しての評価の誤りを認めたものと理解しています。今後も、安易にI評価を出させないよう監視し、評価制度の出鱈目性・不合理性に対して闘って行きたいと思えます。

「支える会」の皆様、カンパで支援していただいた皆様、職場の皆様にあらためてお礼を申し上げます。

西N関労顧問弁護士 森 博行氏（のぞみ共同法律事務所）

和解には

極めて大きな意味がある

1 訴訟提起後の論争経過

(株)NTTフィールドテクノに在職する田植氏は、「販売」がゼロであるという理由で2011年度上期の業績評価を最低の「I」にされ、普通の「II」評価であった場合に比べ、年末手当を約10万円、成果手当を半年間で約2万円、合計約12万円減額される不利益を受けました。しかし、「販売」は田植氏の業務内容になっておらず、また期首の個人目標に挙げていなかったので、その実績の有無を理由に業績評価することは違法であると主張して、大阪地裁に2013年4月1日、上記差額賃金約12万円と慰謝料30万円の支払を求める訴訟を提起しました。

ところが、裁判が始まってみると、会社側は、「販売」はあくまで任意の協力依頼であって評価の指標にしたことはない、田植氏をI評価したのは、担当業務であるテレコン業務の品質確保のための改善提案がなかったことや、テレコン業務が効率的に実施されていなかったこと等が理由であると反論し、全く予想だにしない訴訟展開となりました。人事評価権は会社にあるわけですから、会社側が「販売」ではなく、田植氏

の担当業務を評価の理由に据える以上、我が方としてはそれを粉碎しなければ勝利への展望はひらけないわけで、いわば会社側に争いの土俵を作られてしまったようなものです。

しかしながら、論争を重ねるうちに、会社側は、品質確保のための改善提案とは、具体的には、テレコン業務で配線の接続誤りを発生させないように工夫すること等であると主張する一方、当該評価期間にはそのような接続誤りは一度も発生していないことを認めました。また、テレコン業務の非効率性については、具体的には、工事場所が遠方



代理人を務めた森博行弁護士

である場合は数件まとめて実施すべきであるのに、田植氏はそうしていないと主張し、これに対し我が方は、効率性とは業績評価の量的側面の問題であって、会社が最低評価する質的側面の問題ではないと反論しました（ちなみに、量的側面はⅡ評価であったことを会社は認めていました）。

2 証人尋問から和解勧告へ

こうして、双方の主張が尽くされ、2015年1月16日の証人（本人）尋問の日を迎えました。会社側証人は田植氏の一次評価を行ったT課長であり、我が方は田植氏本人でした。尋問の結果、T課長は、テレコン業務の改善提案に関し、当該評価期間に接続誤りは発生しておらず、何を改善提案すべきかについて答えることができませんでした。また、テレコン業務の非効率性については、他の社員から聞いた話でしかなく、業務遂行状況を具体的に把握していたわけではないことを認めました。

他方で、尋問の場で初めて、当該評価期間中には期末面談だけではなく中間面談も行われており、その際T課長より田植氏に対し、業務をもっと計画的に実施できないかと指示したところ、田植氏は顧客のオーダーに従い順次実施していくと答えた、との証言が飛び出したのです。

これに対し、田植氏に対する尋問では、黙ることの多かったT課長の証言態度とは打って変わって、当該評価期間も他の評価期間と業務遂行姿勢に何の変化もないことが淡々と語られました。ただ、最後に裁判官の補充質問を受けて、中間面談の際にT課長より上記発言があったことを一旦認めつつ、その直後に、よく思い出してみると、同発言はT課長の前任者の課長から出たものであると言い直す、ということがありました。

尋問終了後、裁判官より和解勧告があり、まず我が方が裁判官のいる小部屋に入って面談しました。裁判官は、尋問を実施するまでは原告勝訴の心証を抱いていたが、中間面談におけるT課長の指示とそれに対する田植氏の応答から、人事評価の裁量性に照らし上記心証が揺らいでいるので、和解した方がよいと述べました。次に会社側が中に入り、裁判官から何を言われたのかは知る由もありませんが、1月末までに和解案を提示し、これを受けて我が方で受諾するか否かを検討する、ということになりました。

3 勝利和解へ

1月23日、裁判官より電話連絡があり、会社側より尋問実施前に提示していた和解案を維持するとの回答があったので、①被告は原告に解決金40万円を支払う、②原告は本件業績評価を争わない、③和解に口外禁止条項は付けない、との条件で和解できないか検討するように、と伝えられました。

これを受け、我が方は急遽、田植氏を含めた関係者会議を開催しました。弁護士としての私の見解は次のとおりでした。

- (1) 解決金は満額に近く（請求額は約42万）、慰謝料（請求額は30万円）も含まれているので、評価の撤回はなくとも、大勝利的和解と評価できる。
- (2) 口外禁止条項が付いていないので、新聞報道も含め、広く情宣できる。
- (3) 証人尋問までとは違って敗訴の可能性が出てきており、判決になるとリスクを回避できない。
- (4) 和解終了するので、いずれからも控訴できず、終局解決となる。

出席者は私を含め7名であり、各自意見を出し合い論議した後、賛否につき決を採りました。和解を蹴ったとしても、勝訴の可能性は十分あるが、敗訴のリスクも出てきている、そのリスクを引き受けてまで判決を求めるべきか、これが賛否の分かれ目でした。結果は、和解に賛成6名、反対1名でした。裁判所での和解成立日は2月10日でした。これでよいと私は考えます。評価の撤回はなくとも、実損をはるかに超える慰謝料まで獲得したのですから、会社にとっては評価の誤りを認めたのと同じであり、しかも広く情宣できるのですから、今後の人事評価に本件を重石にすることができるのです。使用者が労働者を意のままに操れる権力の源泉ともいべき人事評価権に、ブスリと矢を突き刺したという意味において、本件和解には極めて大きな意味があると考えます。

ご支援いただいた皆様にお礼申し上げますとともに、当事者である田植さんの勝利を祝したいと思います。

勝利、それは

西N関労委員長 兼廣 英治

職場の仲間と闘えたこと

田植さん、おめでとうございます。

今回の田植さんの勝利的和解は、適切なお指導をいただいた森先生をはじめ、200名に達した支える会会員の皆様、裁判の傍聴に足を運んで頂いた皆様、カンパを寄せて頂いた皆様のご支援なしには成し遂げられなかったものです。

中でも、田植さんの職場の皆様には大変お世話になりました。田植さんの3年以上前の勤務実態を調べていただいたり、励ましや裁判についてのコメントをいただき、支える会NEWSへ載せる事ができました。Oさんには証人として陳述書を書いていただきました。このような職場からの闘いがジリジリと被告を土俵際まで追い詰めることにつながりました。

職場の皆様と一緒に裁判を闘えたことは西N関労にとって、和解的勝利に勝るとも劣らないものであり、無上の喜びとするところです。本当にありがとうございました。

また、私たち西N関労は今回の裁判で多くの事を学びました。この事を一人でも多くの仲間に訴えて行くことが、私たち西N関労の使命だと思っています。今後は支える会等と一緒にパンフレットの作成に取り組んでいきたいと思っています。

なお、本来は田植裁判闘争を支える会からお礼を申し上げるところですが、会長の坂本信和氏が病気療養中のため、支える会も併せてのお礼になることをお許しください。

さて、裁判は終わりましたが、成果主義賃金制度、評価制度廃止への闘いはまだまだ続きます。私たち西N関労は、今後も職場の皆様と共に闘い続ける決意をもってお礼に代えさせていただきます。

お知らせ

「田植裁判」勝利報告集会を神戸市、高知市の2か所で開催したいと考えていますが、時期的には未定となっています。

なお、高知市での勝利報告集会は田植裁判闘争を支える会の解散総会を兼ねて行う予定です。

日程等、決まり次第、支える会NEWSでお知らせいたします。